

施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（いわゆる37%の参酌標準）の撤廃について

老健局介護保険計画課

1. 基本的考え方等

今般、施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（以下「37%参酌標準」という。）の撤廃については、「規制・制度改革に係る対処方針」において平成22年6月18日、閣議決定されたところ（別紙参照）。

これを踏まえ、今後、平成22年度中に基本指針（告示）の具体的な改正案を検討し、結論を得次第、一部改正を行う予定。

なお、37%参酌標準を廃止することになったが、介護保険制度の基本的考え方として在宅サービスと施設等サービスとのバランスの取れた整備を進めるという方針を変更するものではなく、あくまで地方分権の趣旨等を踏まえ、より地域において、その実情に応じた基盤整備が責任を持って行えるようにしたもの。

2. 主な経緯等

- ・ 平成22年3月29日 内閣府行政刷新会議 第1回規制・制度改革に関する分科会の中で検討テーマとして審議
- ・ 平成22年4月30日 内閣府行政刷新会議 第2回規制・制度改革に関する分科会の中で規制改革事項等が決定
- ・ 平成22年6月 7日 内閣府行政刷新会議 第3回規制・制度改革に関する分科会で第一次報告書（規制改革事項等）が了承
- ・ 平成22年6月15日 内閣府行政刷新会議で規制・制度改革に関する分科会の第一次報告書を了承
- ・ 平成22年6月18日 規制・制度改革に係る対処方針について閣議決定

3. 第4期介護保険事業計画との関係

参酌標準は、市町村が地域の実情等に応じて実際の介護サービス量等を自らの判断で介護保険事業計画に定める際の参考とする数値であるため、この数値が廃止されたからといって、既に策定されている第4期介護保険事業計画を直ちに変更する必要はないものと考えており、また国からも市町村の判断事項である第4期介護保険事業計画の変更を求めるものではない。

規制・制度改革に係る対処方針について(抜粋)

〔平成 22 年 6 月 18 日
閣 議 決 定〕

規制・制度改革に係る対処方針を別紙のとおり定める。

規制・制度改革に係る対処方針

平成 22 年 6 月 18 日
閣 議 決 定

規制改革事項	⑭介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃
対処方針	参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。＜平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置＞